

アタタの生活保護法上の立場は？

「要保護者」？「生活困窮者」？「被保護者」？

一段ベットの夜間宿所から、生活保護の活用で豊かへ

余計なお世話かも知れませんが

人はそれぞれ、自分の置かれてる立場や状況については、自分自身が一番よく分かっている、と思っっています。

しかし、社会制度の中での立場は、自分自身の認識とは別に存在しています。日本の社会の外で生活しているわけではありせんから。

そして、法制度の中での位置を確認することは、自分が利用できる制度を確認することに役立ちます。

「生活保護法」は、「日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」としてあります（国民の中には、永住権を持つ外国人が含まれます）。ここでは、「生活に困窮するすべての国民」生活困窮者」が、法による保護の対象者であることが分かっています。

生活保護法で定義されている言葉には、「被保護者」と「要保護者」があります。「被保護者」は、すでに保護をうけ

日本の法制度の中におけるアタタの立場を確認すれば・・・

ている人のことです。「要保護者」とは、「現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者」とされていますから、先ほどの「生活困窮者」と同じだと考えられます。

「生活困窮者」については、少し長い説明があります。

「生活困窮者」とは、生活の全分野において、健康で文化的な最低限度の生活を維持することのできない者を総称するのであつて、

単に生活扶助該当者のみを指すのではなく、具体的に云えば、新法による保護の種類として定められているところの生活、教育、住宅、医療、出産、生業及び葬祭のために最低限度必要な費用のうち、

その一つでも欠く者は、この法律にいう生活困窮者である。「保護の種類にある「生活」は、生活扶助のことで、食費・衣服費などのことです。ですから、食事を無料の炊き出しに頼っている人は、毎日の食事に必要な費用を欠いているのですから、生活保護法にいう生活困窮者ということになります。

「住宅」というのは、住宅扶助のことで、家賃にあたりま

す。寝る場所を、無料の夜間宿所や路上・公園に求めざるをえない人は、安定した居所を確保する費用に欠いているのですから、生活保護法にいう生活困窮者ということになりません。

「だからどうだというのだ。俺が生活保護法にいう生活困窮者だとして、何がどう変わる。一文にもならない理屈を覚えることになんの意味がある。」と、怒られそうですが、この理屈を元に体を動かすことによって、食費や家賃を得ることが出来ます。

生活保護法の目的は、「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」とあるのですから、生活困窮者は、保護を受け、最低限度の生活の補償を求める権利があることになります。

一定の努力をしても、「要保護者（生活困窮者）が最低生活を充たすことの出来ないときは、その不足分を補う程度において保護が積極的に行われなければならないものであることは勿論である。」と、新生活保護法成立後の厚生事務次官通達に書かれています。

「それは理屈上の話だ。実際はそう甘いものではない。理屈通り行くのだったら、今こんな生活していかない」という声が聞こえそうです。それは否定しません。かつて、大阪では市内一万人の野宿生活者がいるといわれていました。あの当時のことを考えれば、「お

つしやるとおり」ですが、大阪市も国も、あの状況の再現は避けたいと考えているように思えます。昨年4月、市更相の敷金支給は36件、今年4月は約二百件。大きく変わっています。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金申請書を手に入れた人

で、現金支給希望の人は、郵送でなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支払日は指定された日になります。通知が届きます。

西成労働福祉センターに申請書が

届くよう手続きした人は、必ず、窓口

に届いたかどうか確認してください。

8月末までには、センター預かり分

をゼロにしたいということです。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 二葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。